

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷八十二第

行發日一月二年四和昭

論叢

犬 稅 論 法學博士 神戶 正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財產生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

明治初年に於ける大阪爲替會社 經濟學士 菅野和太郎

リカアドウの恐慌論 經濟學士 谷口 吉彦

時論

我國の國富及び國民所得を論ず 經濟學博士 沙見 三郎

說苑

經濟政策學に於ける超越的目標に就いて 經濟學士 藤田 敬三

豫算に依る企業の統制 經濟學士 大塚 一郎

雜錄

獨逸に於ける中央地方稅の發達 經濟學士 中川與之助

美濃稻津村小里の割山制度 經濟學士 井 篁 弁

時論

我國の國富及び國民所得を論ず

汐見三郎

第一 内閣統計局の調査

昭和三年六月に内閣統計局は大正十三年に於ける我國の國富を千二十三億四千百六十萬圓なりと發表し、更に同年十月に大正十四年に於ける我國民所得を百三十三億八千二百三十二萬三千圓なりと公表したのである。いづれも推定數字であるが、從來慎重を以て聞えたる内閣統計局が大膽なる數字を相次いで發表したる事と、且つその數字たるや我國民經濟及び財政の研究者にどれ必要欠くべからざる資料なる事とは、最近識者の注目を引いてゐるのである。

内閣統計局は人口統計の調査を以て其の唯一の職分とし、正確なる人口統計を發表する事に其の特色を求めてゐたのである。かくの如く内閣統計局が社會統計の基礎たる人口統計の調査のみ

に没頭し、足一步も其の範圍外に出でざりしは、一は人口統計過重の歴史的事情に基き、他は統計局の經費不足の結果である。試みに内閣統計局の最も重要な定期刊行物たる日本帝國統計年鑑の最近號第四十七回を見よ、土地及氣象と云はず、農林及水産と云はず、工業及び鑛業、商業及金融、貿易、交通、社會事業、勞働、教育及宗教、警察、衛生及災害、司法、財政、選舉、官公吏、軍事及恩賞の全ての範圍に渡り、殆んど全ての統計は他の官廳の調査を其のまゝに借用して印刷を新たにしたるにすぎず、内閣統計局固有の調査にかゝる統計としては人口靜態統計及び人口動態統計を主とし、其の他にわづかに賃金物價統計月報、勞働統計實地調査結果、失業統計調査結果等あるのみである。統計年鑑の數字表の全數四百七表に對し、約三十表のみが内閣統計局の調査にかゝると云ふ有様である。時世の進運に伴ひ經濟生活が重要を加へつゝあるにかゝわらず、内閣統計局が經濟統計の調査より隔離し、人口統計のみを以て其の機能の全部としてゐる事は識者の遺憾とする處であつた。

果然、内閣統計局は昨年末、自己の責任に於て國富統計及び國民所得統計を發表したのである。傳統を重んずる統計局としては非常なる英斷と云はねばならぬ。思ふに人口統計は社會統計の緒論である。之に對し國富統計及び國民所得統計なるものは、全ての經濟統計が充實し、而して此等の經濟統計を綜合統一して始めて始めて作製し得るものにして、云はゞ社會統計の結論である。

内閣統計局が社會統計の緒論たる人口統計より出發して社會統計の結論たる國富統計及び國民所得統計に進むのは合理的の行動であらう。然れども此の進化は漸進的たるべく、決して躍進的であつてはならない。然らずんば國富統計及び國民所得統計の作製に無理が生じ、更に此等の諸統計を利用する社會の態度にも無理が生ずる虞れがある。人口統計の調査のみに満足し、その他の社會統計、特に經濟統計の調査は殆んど他の官廳よりの借物で間に合せてゐた統計局が、一大飛躍を遂げて國富、國民所得統計の調査に突進した事は英断以上に冒險でなからうか。又更に國富千億圓、國民所得百三十億圓の數字に酔ふて、其の適當なる利用方法を顧慮せざる社會の態度には不用意の個所がなからうか。以下内閣統計局の發表せる國富統計及び國民所得統計に對し、私の感想を述べて識者の參考に供す。

第二 國富の算定方法

第一に内閣統計局の發表せる我國富及び國民所得の絶對額を中心として其の算定方法を考察する。

國富統計については昭和三年六月に發表せられたる「大正十三年に於ける國富推計」が私の利用し得る唯一の材料である。其の附録に帝國の國富各年比較として次の數字が掲げられてゐる。

國富總額	明治三十八年	明治四十二年	大正二年	大正六年	大正八年	大正十三年
一 土 地	三、五八九 <small>百圓</small>	二九、四三九 <small>百圓</small>	三三、〇四三 <small>百圓</small>	四、六六六 <small>百圓</small>	八六、〇七七 <small>百圓</small>	一〇二、三四二 <small>百圓</small>
二 鐵 山	八、五七七	九、八〇三	一三、七九五	三、八六三	三三、〇八五	三三、二四七
三 海湖川及港灣	一、六六九	二、〇三三	一、六六八	四、四四五	六、四三三	三、五五三
四 樹 木	一、〇三五	一、八八五	二、七六七	三、〇八三	四、五九六	五、二五八
五 建 物	三、九九四	四、六六〇	一、七六〇	五、四三二	四、五三三	一、七四七
六 家具及家財	二、三三二	三、五五四	三、六三二	五、五二七	八、五〇〇	一六、三三六
七 製造工業機械	八七三	一、二六五	一、六六六	一、九九三	四、四三三	九、六〇三
八 家畜及家禽	二〇七	三、四三三	三、九九九	四、五三三	一、〇一一	一、九八七
九 鐵道及軌道	一一五	一、六六一	一、五四	二、九	五〇三	五三
一〇 諸 車	六八六	九七〇	二九九	二、九二	一、一〇	三、五四四
一 船 舶	一〇	一四	四七	五六	一八一	四八
二 水 道	四四	一四	七六	二七	一四九	二八三
三 橋 梁	五二	五五	九四	三三	二四九	三七三
四 農 產	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
五 林 產	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
六 工 產	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
七 鐵 產	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
八 水 產	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
九 輸 入 品	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇
商品全量	三、五八九	二九、四三九	三三、〇四三	四、六六六	八六、〇七七	一〇二、三四二
商品一〇元	一四三	一五六	四七一	一、〇五二	一、八一	三〇

時 論 我國の國富及び國民所得を論ず

第二十八卷 二八一

第二號

九九

二〇 貨幣及金銀地金	明治三十八年	明治四十三年	大正二年	大正六年	大正八年	大正十三年
二一 各省財産	三二〇	六七七	七四六	九九七	三、五九七	一、八三三
二二 其の他	一三三六	三、〇〇五	三、八三八	四、八六六	一、五四八	六、四〇三
二三 債權超過	—	—	▲一、八九九	▲一、〇九九	八、五七〇	一〇、一五八
人口一人に付	五四圓	五九圓	六〇圓	八二圓	一、一五〇圓	一、七三二圓

備考 明治三十八年同四十三年及大正六年は日本銀行調査、大正二年及同八年は國勢院調査、同十三年は内閣統計局調査

▲印は債務超過

此の表の示すが如く、内閣統計局の國富統計は所謂物的方法によつたものであるから、國富を構成する各種の財産科目を列擧し、それを合計して算定したものである。

一、土地の價額三百三十二億圓は土地を有租地と免租年期地と免租地との三種に分ち、主稅局統計年報書の數字を基礎として算定せられたものである。有租地は之を更に田、畑、宅地、據田、山林、原野、牧場、鑛泉地、池沼及雜種地の十に區別し、田、畑、宅地、據田の價額は同書所載の各府縣中等地一段歩の賣買價額に各々其の總段別を乗じて算出し、山林にありては同書所載地價の十二倍、其の他の土地にありては地價の十倍を以て價額としたのである。

二、鑛山の價額三十五億圓は大正十三年に於ける鑛産額三億九千萬圓の五割を純益とし、年利率五分にて還元せしものである。

三、海湖川及港灣の價額五十一億圓は海湖川の價額四十六億九千萬圓と港灣の價額四億六千萬圓とよりなつてゐる。海湖川の價額は更に掘削よりの還元價額と水産物よりの還元價額と水力電氣の利益よりの還元價額とに分れてゐる。又港灣の設備は毎三十年に改造せられるものと假定し、大正十三年の港灣費を三十倍して其の價額を算出したのである。

四、樹木の價額十七億圓は大正二年の調査にかゝる用材一石の單價三十錢に、其の後十一年間に於ける騰貴率を乗じて得たる單價七十三錢に、更に用材たるべき樹木の石數を乗じて得たる數字である。

五、建物の價額百六十三億圓の主なるものは私有建物の價額百五十九億圓にして公有建物の價額は僅かである。私有建物の價額は更に一般建物の價額百五十二億圓と團體建物の價額とに分れる。一般建物の價額は一戸平均を記料より算出したる一戸平均價額の二億圓に、大正十三年十月一日現在に於ける戸數を乗じて之を求めたのである。團體建物の價額は大正二年調査の九種の建物の單價に十七割九分を乗じて算出してゐる。

六、家具及家財の價額九十六億圓は私有にありては一般建物の價額の六割、團體建物の五割、公有にありては公有建物價額の五割を合計したのである。

七、製造工業機械の價額十九億圓は大正十三年末に於ける工業會社株込資本金の中、七割を固定資本と假定し、又其の七割を諸機械の價額とみなし、此の數字を得たのである。

八、家畜及家禽の價額五億圓の中、家畜の價額は四億八千萬圓、其の他は家禽である。家畜は販賣數及び其價額により各一頭平均の賣買價額を算出し、之に頭數を乗じて得たのである。家禽の價額は農林省統計表によつてゐる。

九、鐵道及軌道の價額三十五億圓は地方鐵道の價額七億四千萬圓と軌道の價額二十七億六千萬圓と專用鐵道の價額とよりなる。地方鐵道の價額は大正十三年度純益金を年利率五分にて除し、元本を算出し、未開業線にありては其の建設費豫算の一割を其の價額としてゐる。

一〇、諸車の價額四億圓は大正二年に於ける諸車單價に物價指數による騰貴率二十一割五分を乗じて諸車の單價を求め、之にそれら各種の車數を乗じて求めたのである。

一一、船舶の價額三億圓は逓信省管船局調査による船舶一噸平均買價額に船舶の總噸數を乗じ、其中より各省所有の船舶の價額を控除して得たる數字である。

一二、水道の價額二億八千萬圓は土木局年報所載の工事費を以て價額とみなし、其の工事中のものについては該工費の總額を工事繼續月數にて除し、一ヶ月平均の工事費を求め、之に大正十三年末までの月數を乗じたるものである。

一三、橋梁の價額三億七千萬圓は、鐵橋、石橋、コンクリート橋、木橋及び土橋の大正二年調査一間の單價に物價指數による騰貴率を斟酌して得たる單價にそれら各間數を乘じて得たる數字である。

一四、農産物の價額三十三億圓は大正十三年に於ける農産額の七割である。

一五、林産品の價額九千四百萬圓は大正十三年に於ける林産額の四分の一である。

一六、工産品の價額二十三億圓はかなり複雑なる計算によつてゐる。即ち大正十三年に於ける工産額は五十二億圓なるも原料品として計上せられぬるを見込み、此の中前年の繰越しを含めて、食料品は十二分の一、其の他のものは三分の一現存し、尙總額の六分の一は諸製造所に殘留しをるものとみなし、此の數字を得たのである。

一七、鑛産品の價額七千三百萬圓は大正十三年の鑛産額より鐵を除き、其の殘部の二割を算定したるものである。

一八、水産品の價額四千六百萬圓は大正十三年に於ける水産製造物の價額の五分の一である。

一九、輸入品の價額五億圓は大正十三年輸入總額の五分の一である。

二〇、貨幣及金銀地金の價額十八億圓の中、補助貨幣が二億二千萬圓、政府所有正貨が四億一千萬圓、日本銀行所有正貨が十億七千萬圓にして其の主なるものである。其中補助貨幣は大藏省金融事項参考書所載の大正十三年末現在補助貨幣を實價に換算したものである。

二一、各省財産六十四億圓中、公用、營林及雜種財産六十一億圓が主なるものにして、其の他は公共用財産及び備品である。

公用營林及雜種財産は大藏省年報の各省財産總額より鑛業權及び砂鑛權、株式及び持分を除きたる殘額である。備品の總額は各省所有の建物價額の五割である。

二二、其の他の價額百二億圓は第一乃至第二十一の各項以外に尙多少計上すべきものある見込み、私有にありては同總額の一分七分を計上したのである。

二三、對外債權債務は二億八千萬圓の數字を示してゐる。大正十三年に於ける國家債權、民間債權の合計二十一億八千萬圓より國家債務の合計十八億九千萬圓を差引きたる金額を債權超過額としたのである。

かく考ふれば千二十三億圓なる國富統計の數字は或は推定單價に推定數量を乗じ、或は収益を年利率五分にて還元して財産を評價し、或は投資金額、又は投資豫算額を其のまゝ採用し、或は拂込資本金より財産價額を推定し、或は年生産額の幾割かを殘存財産價額とし、又過去の財産評價額を物價指數により換算して現在の財産價額を推定するが如く、苦心慘憺の結果になつたものである。従て之を利用するにあつても、人口動態統計の或者、又は國勢調査の如く、あまりに無造作に之を用ひては調査者の苦心を無駄にする事となるのである。

第三 國民所得の算定方法

國民所得統計については一向詳細なる説明が加へられてゐないが、こゝには昭和三年十月三十一日官報の雜報に發表せられたる「大正十四年におけるわが國民所得」を引用する。

大正十四年に於ける我國民所得百三十三億八千二百萬圓は所謂人的方法又は主觀的方法によつて調査せられてゐるから、所得を齎らす物體につき調査する事なく、むしろ所得を受くる主體に

ついで所得税統計を基礎として算定せられたるものである。調査の結果として内閣統計局が發表する所は次の如くである。而して次の表が内閣統計局の發表せる國民所得の數字の全部であるから、それが算定方法の詳細に至りては、勢ひ私の推測を加へねばならぬ。若し見當が外れてゐたら、或は訂正するかも知れない。

國民所得總額		一三、三八二、三二三	千圓
第一、官公所得		四二五、三八五	千圓
一、官業及官有財産收入		三九五、〇一四	
二、公共團體收入		七〇、三七一	
第二、私人所得		一二、九五六、九三八	千圓
一、課税所得		五、一〇四、二二一	
第一種法人の留保所得		三二〇、五五四	
第二種公債社債等の利子		五五五、三九二	
第三種課税所得		三、四五五、一〇八	
其他(註)		七七三、一六十	
二、非課税所得		七、八五二、七一七	
免税點以下の者の所得		六、九六〇、一九四	
其他の所得		八九二、五二三	

(註) その他の所得中には控除所得、失格者の所得及び脱税額(第一種法人の留保所得、第二種公債、社債等の利子、第三種課税所得、控除所得及失格者の所得四十六億四千二十萬一千圓の一刻)を含む。

右表によれば官公所得約四億圓と私人所得約百三十億圓とを合して國民所得總額として百三十

四億圓の數字を得たのである。内國の國民所得と外國の國民所得との間の關係に於て、又官公所得と私人所得との關係に於て、更に私人所得内部の關係に於て債務の利子等につき重複する事無きや否やが問題となるのであるが、此の點には充分の顧慮が拂はれてゐるさうである。官公所得四億二千萬圓の大部分、即ち三億五千萬圓は官業及び官有財産收入であつて、公共團體收入は僅かに一割六分にすぎない。

國民所得の重要な部分をなすのは私人所得であるが、私人所得は更に課税所得と非課税所得とに分れる。課税所得と云ふのは現に所得税の課税物件となり、又は所得税の課税物件となるべき筈の所得を言ふのである。

課税所得五十一億圓は更に分れて第一種法人の留保所得、第三種公債社債等の利子、第三種課税所得、其の他となる。主税局第五十二回年報書によれば第一種留保所得は、三億四百萬圓と云ふ内閣統計局とは異つた數字を示してゐるが、年度か何かの關係により此の數字を得られたものであらう。第二種社債の利子の金額は第二種甲の課税所得其のまゝであつて、免税せられてゐる國債の利子が加へられてゐないが、或は「其の他」にでも包含せられてゐるかも知れない。第三種課税所得が主税局年報書では三十一億五千萬圓なるに對し、内閣統計局では三十四億五千萬圓と改められてゐるのは、第一種丙配當所得の四割を之に加へたものと思はれる。即ち

$$\begin{aligned} & 3,150,683,356^{\text{H}} + 763,244,495 \times \frac{4}{10} = 3,455,981,157^{\text{H}} \\ & \text{(第三種所得)} \quad \text{(第一種内配當所得)} \end{aligned}$$

の式によつたものでなからうか。之に關聯して考ふべきは借金をして株式を買入れ、其の配當を得てゐる場合の所得である。元來配當所得の六割だけに第三種所得税を課税する事にしたのは、株式所有額の四割までが借金による株式の買入れなりと推定せし程である。若し四割の控除額を第三種課税所得に加へたりとせば、こゝに國民所得の二重計算の問題が起る。即ち借金の利子は債権者側に於て所得に計算せられ、更に借金により買入れたる株式の配當は債務者側に於て所得に算定せられる虞がある。内閣統計局の調査は此の點を顧慮せられた事と思ふが、遺憾ながら充分の説明に接しないのである。尙「其の他」として註が加へられてゐるが、説明が簡にすぎ諒解し難い。

課税所得五十一億圓に對し、非課税所得は七十八億五千二百萬圓に上つてゐる。非課税所得にも「其の他の所得」として約九億圓が數へられてゐるが、其の内容が不明であるから暫く之を措き、専ら免税點以下のものの所得六十九億六千萬圓を論ずる。免税點以下のものの所得は、之を調査すべき確實なる資料がないから、例へば免税點以下のものの數に平均所得を乗するが如き權道を用ひて之を見るの外はない。然るに免税點以下の平均所得を知る事、其れ自體が難事であ

る。しかも免稅點以下のものの數を知る事が既に不可能であるから、問題は益々迷宮に入らざるを得ないのである。

要するに國民所得總額の殆んど大部分が私人所得であり、又私人所得の六十パーセントは統計的研究法の適用をゆるさざる非課稅所得なりとせば、内閣統計局の國民所得の數字なるものは、其の半ば以上は推定數字たるを免れないのである。當局の苦心慘憺の數字なりと云ふ形容詞は、恰も國富統計と同様、國民所得統計にも之を適用する事が出来るのである。

尚、内閣統計局は世界の重要諸國につき國民所得を調査し、之を國富に關聯せしめてゐる。次の表の如くである。

	國 富	國 民 所 得		國富一〇〇ニ 付國民所得
		一九二四年 國民所得額	人口一人當り	
北アメリカ合衆國	七三,〇五六(一九三五年) <small>(百億圓)</small>	一四,二五八	一,七三〇	一八・六九
イギリス	三六,〇三〇()	四,〇三三	九七	一八・五五
フランス	一〇,〇五〇()	三,〇九七	五九	三・一八
日本	一〇,三三四(一九三四年)	三,八八三	二八	三・五八
ドイツ	七二,六二四(一九三三年)	三,四九七	三九	三・四九
イタリア	四四,七六(一九三五年)	一〇,三三三	三〇	三・二四
オーストラリア	一九,〇六(一九三三年)	四,五三	七二	三・三九

我國富は世界に於て第四位を占めてゐるとか、我國民所得は世界に於て第五に位してゐるとかの議論は、内閣統計局の發表せし此の數字表を中心としての議論である。

第四 國富統計及び國民所得統計の利用

國富統計と云ひ、國民所得統計と云ひ、一方は物的方法、他方は人的方法によつたのであるが、其の得たる結果たる千二十三億圓及び百二十八億圓なる數字が複雑なる推定の產物たる事に於ては同一である。従て之を利用するにあつては非常に慎重なる態度を要求するのである。然るに此の點につき遺憾の點が少なからず存してゐる。

中橋商工大臣は昨秋京都に於て開會せられたる第一回全國統計大會に於て注目すべき演説を試みられた。曰く

内閣統計局の調査によれば「我國富は大正八年の八百億圓益より大正十三年の千億圓臺に増加し、五年間に約二百億圓増加してゐる。しかも此の數字に對しては實際界、學界誰一人として反對論を唱へるものがないから、六千萬人の國民が皆承認してゐる處である。そうしてみると租税が増しても、公債の利拂ひが増しても別に悲觀するにあたるまい。

と。試みに「大正十三年に於ける國富推計」の附録にある帝國の國富各年比較を見るに、前掲の如く、明治三十八年二百二十六億圓、明治四十三年二百九十四億圓、大正二年三百二十億圓、大

正六年四百五十七億圓、大正八年八百六十億圓、大正十三年千二十三億圓の數字が示めされてゐる。其中、明治三十八年、明治四十三年、大正六年の三年は日本銀行の調査であるが、大正二年及び大正八年は内閣統計局の前身たる國勢院の調査であるから、大正二年、大正八年、大正十三年の調査の間には連続性及び比較性が存してゐる事は何人も認むる處である。現に中橋商工大臣もかく信する一人である。然れども冷靜に考へよ、大正八年より大正十三年の間に國富が約二割増したとは、果して斷定し得るであらうか。

凡そ實質的國富を Q とし、其の名義的國富を V とし、平均物價を P とすると此の三者は次の關係に立つのである。

$$Q \times P = V$$

若し平均物價 P を固定すれば、實質的國富 Q と名義的國富 V との消長が一致するのであるが、内閣統計局の調査は此の方法を採つてゐないやうである。例へば *Statistics* が北米合衆國の國民所得を六百億弗と算定したのを、一四二、五一八百萬圓と發表してゐる事を考へれば、爲替相場をも斟酌し、且平均物價即ち物價指數の變動をも見込んでゐるやうである。尤も國富推計の二〇、貨幣及び金銀地金は「金圓」で計算し、其の他の國富は之を「紙圓」で計算してゐると云ふ矛盾はあるが、全體から見て P は爲替相場及び物價指數の變動で動く事となつてゐる。大正八年の國

富と大正十三年の國富との比較を行ふには、本來ならば一々の項目について計算すべき筈であるが、國勢院の「戰前戰後に於ける國富統計」には、單に戰前大正三年のみにつき説明し、大正八年の國富の詳細については引用すべき資料が欠けてゐる。已むなくこゝには平均物價Pと實質的國富Qとの兩方面より見て、果して大正八年より大正十四年に至るまでに名義的國富が百六十億圓増してゐるかどうかを明らかにしたい。私は次の二理由により、むしろ悲觀的の見解を持する者である。

一 大正八年は我國は好景氣の時代であり、大正十三年は景氣の下り坂にある。加ふるに大正十三年の前年、大正十二年には未曾有の大震災あり、其の損害は或は十億圓と云ひ、又は百億圓と云ひ、かなりの巨額に上り、現に國際統計協會の第十六回會議に報告せられてゐる程である。假に五十億圓の損失ありとし、しかも尙百六十億圓國富増加せりとせば、大震災なかりせば二百十億圓増加した筈である。これ實質的國富Qに對する疑問である。

二 次に平均物價Pに關聯して疑問を提出する。日本銀行調べ東京卸賣物價指數表によれば大正八年の平均物價は、三二二なりしものが大正十三年には二七三に下つてゐる。同一の期間に紐育宛爲替相場が五〇^五/_八弗より四二弗に落ちてゐる。兩者を考慮すると、假に實質的國富が同一なりとするも名義的國富は對外的に、

$$\frac{975}{312} \times \frac{42}{50.5} = 0.723$$

七二・五パーセントに減少するわけである。然るに名義的國富が一八・九パーセントに増加してゐるとせば、實質的國富は餘程の躍進を遂げた事にならねばならぬ。

要するに大正八年より大正十三年の方が名義的國富減少せりと云はば何人も了解し易き處であるが、逆に百六十億圓國富増加せりと云ふ事は、統計の數字にして始めて製造し得る結論である。聞く所によれば大正十三年の調査方法は、大正八年の調査法より進歩したものであつて、前調査の單價の引上げを行ひ、前調査の調査洩れを補ひ、其の結果此の結論を生じたと云ふ事である。これならば此の點を斷つておくとか、又大正八年の國富を大正十三年の單價及び數量を標準として評價し改め、發表すべきである。故に此の假想的國富増進の事實を以て緊縮政策を排斥し、積極政策を辯護するが如きは、少くとも穩當を欠いてゐるのである。

第五 國富統計及び國民所得統計の意義

内閣統計局は列國の國富と國民所得とを列擧して、我國富百につき國民所得一二・五八なる數字を發表してゐる事は前掲の如くである。其の結果、日本の國富の利用割合はドイツよりも、オーストラリアよりも、イタリーよりも、フランスよりも、北米合衆國よりも、イギリスよりも最も劣れるが如き感じをあたへ、世間の一部ではしかく解釋してゐる。然れども國富統計は物的方

法により、國民所得統計は人的方法により計算したものである。しかも國民所得の一部分を年利五分で還元して國富を求めたり、又は國民所得の或ものの五分の一を殘存額として國富に計上してゐる。かくの如く國富と國民所得とは調査方法を根本的に異にし、又圓の周圍を巡ぐるが如き計算方法を探り、然る後、兩者の比較を求めた處で果して何を齎らすか、又國民所得中には官公所得と私人所得とあり、國富にも私有財産と官公有財産とが含まれてゐる。官公有財産は本來利廻りの悪きを原則とし、私有財産は利廻りの多きを原則としてゐる。然るに官公有財産プラス私有財産を官公所得プラス私人所得で割つた處で何の實益があらうか。これ國富統計及び國民所得統計の意味を明らかにせざる結果である。

國富統計及び國民所得統計の意味につき最近大阪毎日新聞の經濟欄に高柳博士が注目すべき議論を唱へてゐられる。其の意見は次の二點に歸するのである。

第一點は「人も富なり」と云ふ考へにして、「……國に居住する人間もまた國富であるが、人間は從來富として計算せられず、寧ろ國土に比例して人間の多いのは國貧の方に見られるやうであつた。しかし之は大なる間違であるまいか。」と云ふのである。國富の計算に際し、人口數をネガチブに働かさず、ポヂチブに見よと云ふのである。勿論 *Man's Power* の問題として人口をポヂチブに見る事は、已に高野博士が我統計學界に紹介せられた事であり、又將來我國の人口がポヂチブに働いてくれて、一人當り國富を増加する事があれば非常に喜ばしき事である。然れども現

在の我國に於て人口の多き割に物資乏しき事は、一人當り國富が少き事を示し、考慮すべき問題となつてゐる。若し高柳博士の議論の如くんば、貧乏人は安んじて多くの子供を生むべく、又日本の人口食糧問題が切迫したる社會問題とならない筈である。

第二に高柳博士は「國際聯盟の調査によれば日本の國富は世界第四位にあるが、中橋商相がそつと一桁あげて、商工業者を激励せられるのは……わが國をもつて世界の最劣等國たるが如く、考へを抱く者のある中に立ちて……たしかに一見識である。」と。統計に重んずべきは其の數字の正確なる事である。然るに統計數字の不正確を敢てするが如き議論は、私等學徒には一向了解し難き所である。高柳博士及び中橋商相の名譽の爲め、且つは日本統計學界の發達のため、高柳博士が其の主張を撤回せられん事を望む。

内閣統計局が從來の人口統計の調査に満足せず、國富統計及び國民所得統計に進出した事は、たしかに慶賀すべき事實である。然れども唯今の統計局の經費では、國富統計國民所得統計を調査する事は尙が勝ちすぎてゐる。先づ經費を増額して各種の經濟統計の調査を完備し、然る後始めて國富統計、國民所得統計の調査にあたるべきであらう。古きにすぎたる過去の統計局の空氣には不満を感じざるを得ない。同時に無準備に驀進する現在の統計局の態度にも又その調査結果を無批判に應用せんとする社會の態度にも自重を希ふものである。こゝに國富統計及び國民所得統計の意味を明らかにして、其の將來の健全なる發達を祈るのである。